

意見の要旨と警察本部の考え方

肯定的意見（15件）

番号	意見の要旨	警察本部の考え方
1	自転車のルール違反やマナーの悪さは少しひどいと思う。罰則を決めるのは良いことだ。	<p>鳥取県道路交通法施行細則（以下「細則」という。）の一部を改正する趣旨は、自転車の「傘差し運転」や「携帯電話使用運転」等が視野を妨げ、又は走行の安定を失うおそれがあること、また、近年、人身交通事故のうち、自転車に関係する事故の割合が増加している現状にあることから、これらの行為について、これまでの努力義務から罰則を設けることにより、遵法意識を高め、自転車による交通事故の防止を図ることとしたものです。</p> <p>細則の施行に当たっては、県民の皆様へ十分に周知したうえで施行することとしております。</p> <p>豪雪時における自転車通行道路の確保については、国土交通省、県市町村の道路管理者と連携して通行道路の確保に努めることとしております。</p>
2	高校生が携帯電話をしながら自転車で通学する光景を目にする。とても危険であるのでこれを防止するため改正案に賛成だ。	
3	自転車による死亡事故が発生していると聞いている。交通事故防止のためにも罰金があった方がよい。	
4	携帯電話を使用しながらの自転車の運転は危険極まりないと思う。二人乗りも注意してほしい。	
5	自転車の走行方法については、後方、左右を確認しないなど、目に余る。	
6	改正案は良いことであり、罰則を科すのは当然だ。本年の大雪で感じたことだが、自動車が通行できる車道だけでなく、自転車が安心して通ることのできる道路を確保することも必要だ。	
7	自転車運転中の携帯電話、傘差しは大変危険だ。これに加えて耳にヘッドフォンをして音楽を聞きながら走っている自転車も危険だ。	<p>ヘッドホンやイヤホン等で耳を塞いで運転する行為については、他の車両の発する警音器が聞こえず危険であることから、細則第9条の22(2)に「イヤホン等を使用して安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと」と規定されており、今後とも県民への周知に努めてまいります。</p>
8	携帯電話使用以外に音楽等を聞くため耳を塞ぐ行為も禁止し、罰金を設けたらどうか。	
9	罰則がないと守らないので罰則があるのは良い。両耳にイヤホンを付ける運転も危険だ。	
10	改正案の中に、イヤホン若しくはヘッドホンの使用も明記すべきだ。	

11	<p>自転車運転中の傘差しや携帯は危険であり、自転車利用者が加害者側になることも多く、何らかの規制をすることは必要と思う。自転車利用者には学生が多いことから、次のことについて一考を望む。</p> <p>(1) 警察・行政・学校の三者で、現状把握と情報交換</p> <p>(2) 学校等による交通安全教育の徹底を提案をする。</p> <p>規則として決めたならば、施行後はきちんと対応し交通事故が減少することを願う。</p>	<p>自転車の安全利用については、季節ごとの交通安全運動等の機会を通じて、警察、区市町村、学校関係者との情報交換に努めており、また学校においても交通安全教室を開催する等して交通安全教育を行っているところであり、引き続き安全教育の充実に努めてまいります。</p>
12	<p>携帯電話、傘差しでの自転車運転は、罰則を設けないとなくなならない。たくさん子どもたちが傘差し、携帯電話をしながら運転していることを頭に入れて、実施するのであれば、どう周知徹底させるのかをよく検討してほしい。</p>	<p>細則の施行に当たっては、報道提供や警察広報紙等を利用して、県民の皆様へ周知を図るとともに、十分な指導啓発期間を設けて施行することとしております。</p>
13	<p>傘差しや携帯電話使用の自転車運転は、いつぶつかってくるかも知れず怖い存在。</p> <p>罰則が科せられることによって危険な自転車運転が減少することを望むが、十分な指導啓発期間を経てから適用すべきと考える。</p>	
14	<p>罰金を科すのは賛成だが、違反行為即罰金ではなく、一度は注意し、違反を継続するものだけにしてはどうか。</p>	<p>交通指導取締りに当たっては、違反即検挙というあり方ではなく、行為の態様により、指導警告にとどめる等、適正な交通指導取締りに努めてまいります。</p>
15	<p>法規の整備は大切だが、守らせることが重要だ。今の交通事情は、まったく無法地帯で、自転車の無灯火、二人乗り、右側通行に並走等当たり前だ。改正も結構だが、しっかりと守らせる事に力を注いで下さい。</p>	

否定的意見（9件）

番号	意見の要旨	警察本部の考え方
1	自転車の傘差しは規制強化すべきでない。高齢者や高校生の自転車運転中の信号無視などの指導をもっと徹底すべきだ。	自転車の傘差し運転等は、これまで細則第10条に努力義務として規定されていました。
2	自転車の傘差し運転等は、危険度が高いといえる。しかし、多数の通勤者・通学者は気を付けて運転している。これらの人も含めて、罰金刑がいきなり科せられるのは厳しすぎるのではないかと懸念。雨天時の交通の実情とあまりにかけ離れた改正案に「はたして」とする。努力義務、注意義務で十分足りると考える。	この度、傘差し運転等に罰則を設けることとしたのは、傘差し運転は視野を妨げ、携帯電話をしながらの運転は走行が不安定になり、また、人身交通事故のうち、自転車が関係する事故の割合が増加していることから、自転車の安全運転に対する遵法意識を高めるとともに、他の歩行者の安全確保を図ることを目的としたものであり、御理解をお願いします。
3	傘差し運転、携帯電話をしながらの自転車運転が危険なのは承知しますが、罰金刑はあまりに厳しすぎる。注意義務や努力義務で十分足りる。	
4	傘差し運転が危険なのはよく分かるが、罰金5万円は高すぎる。自転車に対しての罰金は施行しなくても良いと思う。	
5	傘を差すことに罰則を設けるのはきついことだと思う。もっと危険な違反の指導が必要だ。根本的には、道路改良や譲り合い、思いやりの精神を持つことが必要だ。	自転車による飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反については、引き続き交通指導取締りに努めることとしております。
6	自転車を利用する年代は、中学・高校生が大半である。自転車運転中の傘差しや携帯電話の使用は危険であると感じるが、いきなり罰金を科すのではなく、もっと自転車利用マナーの向上を図る取組が必要ではないか。	また、中・高校生の自転車利用者に対しては、学校関係者と連携し、交通ルールやマナーの向上のための広報啓発や交通安全教室の開催等に努めてまいります。

7	<p>自転車の傘差し運転を罰則の対象とすることには、以下のとおり反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨天時に傘を差すのはやむを得ないことであって、晴天時の日傘に限って対象とすべき ・ 罰金の額が大きすぎる ・ 傘差し運転を罰則化するならば、雨天時にビニール傘を差して運転するのは免除すべき 	<p>「ビニール傘であれば視界が妨げられないので罰則を免除すべき」との御意見につきましては、傘を差すことが走行の不安定と安全運転の支障となり、交通事故の原因ともなりますので、御理解をお願いします。</p> <p>傘を固定する器具を自転車のハンドルにつけて、これに透明な傘を固定し運転する行為については、視野以外に風雨により走行が不安定となり、安全確保のためのハンドル操作が妨げられ、交通事故を起こす原因ともなりますので、御理解をお願いします。</p>
8	<p>自転車の運転は危険が多く、事故も多発している。危ない状況があるので規制をかけられるのだと思う。しかし、自転車を通勤・通学で使用している者にとっては、とても大きな問題だ。車の送迎がある家庭環境の人は良いが、そうでない人は、歩いていくか公共交通機関を利用するしかない。ビニール傘なら前も見えるので、カッパより安全だと思う。ビニール傘なら良いなど緩和措置を講じてはどうか。</p>	
9	<p>免許が不要な自転車を自動二輪や原付と同列に罰則を設けるのはおかしい。</p> <p>傘差しの危険性は確かに高いと思うが「片手運転であること」「不透明な傘で視界をさえぎること」が危険性の原因であり、傘を固定する器具をハンドルにつけて、視界を妨げない透明な傘を固定した状態で運転することは認めてもらえないか。</p>	